

Title	献呈の辞
Sub Title	
Author	片山, 直也(Katayama, Naoya)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2015
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.31 (2015. 2) ,p.i- ii
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20150227--003

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

献呈の辞

慶應義塾大学名誉教授・安富潔博士は、昭和51年（1976年）4月に慶應義塾大学法学部助手に採用されて以来、38年の長きにわたり、慶應義塾大学法学部と同大学院法務研究科（法科大学院）において研究および教育に従事されてきましたが、平成26年（2014年）3月をもって選択定年により慶應義塾を退職されました。

安富教授のご業績は、本誌巻末に付された業績目録に示されたとおり夥しい数を誇りますが、とりわけ博士課程在学時から10年以上の時間を費やして完成された「刑事手続とコンピュータ犯罪」と題する博士学位論文（著書として公刊され、平成12年（2000年）にはタイトルを『ハイテク犯罪と刑事手続』と改めた改訂版が刊行されています。）は、刑事手続上コンピュータをめぐって生じ得る様々な法的問題を網羅的に検討した我が国最初のモノグラフィとして高い評価が与えられています。情報通信技術は今や社会のあらゆる場面に広く浸透し、もはやそれなしには我々の日常生活も、政府や企業の活動も成り立たません。そして情報通信技術の普及にともなって、それが犯罪に用いられる場面が急増するとともに、犯罪捜査の武器として活用される例も増えてきています。今日、安富教授が博士論文で扱われたテーマが、理論上も実務上も刑事訴訟法の重要な検討課題であることに疑いの余地はないところですが、同論文は、今なお、刑事法の領域で情報通信技術を論ずる際の先駆的な先行業績として必読文献たる地位を失っていないと伺っています。研究生活の初期にこのような主題を選択されたことは、教授の先見の明の証しということができましよう。

安富教授のお人柄と巧みな話術は多くの学生を惹き付け、そのご講義は人気を博しました。法学部の安富教授のゼミ（安富研究会）は実に30年の長きにわたって継続し、その間、多くの学生が安富教授に親しく指導を受け、法曹界・官界・実業界に巣立っていきました。

特筆すべきは、この間、平成5年（1993年）7月に教授が弁護士登録をされ、以後、刑事弁護はもちろんのこと、それと直接、間接に関連する幅広い領域——コンピュータセキュリティ、デジタルフォレンジック、個人情報保護、企業のコンプライアンスといった最先端の領域——でご自身の研究者としての知見を活かした法律実務に従事され、かつ、その経験をご研究にフィード・バックされていることです。その学識と経験が高く評価されていることは、安富教授が、政府や地方自治体の審議会等での要職を数多く委嘱されていることに端的に現れています。

このように研究者と実務家の2つのお顔をお持ちになる安富教授は、まさに「理論と実務の架橋」を理念とする法科大学院の象徴的な存在として、平成16年の塾法科大学院（法務研究科）開設以来、一貫して、法曹を志す学生に対して、研究者としての知見と弁護実務の経験に裏付けられた指導を行ってこられました。

さらに、法学部では法学部長補佐、大学院法学研究科学習指導主任を、法科大学院でも法務研究科委員長補佐を務められるなど、組織の運営にも尽力されました。

以上のように、研究、教育、組織運営の各方面において、安富教授のご功績には大なるものがあり、平成26年4月には長年のご功績を称えて、慶應義塾大学名誉教授の称号が授与されています。

安富教授が平成25年度末をもって選択定年により職を退かれたことは、私ども塾の後進にとりましては誠に惜まれることではございましたが、教授はこれをもって第一線を退かれたわけではなく、弁護士としての活動を継続されつつ、引き続き法曹を志す若者の教育に尽力されています。

私どもは、安富教授の長年のご貢献に感謝するとともに、教授のますますのご健勝と新たな研究教育環境での一層のご活躍を祈念し、教授のご退職を記念してここに『慶應法学』31号を献呈させていただく次第です。

平成26年12月

法務研究科委員長 片山直也